

入学生・保護者の皆様へ

入学金等の振込時における 本人確認手続の簡素化について

- 平成28年10月1日より、金融機関の店頭において、10万円を超える現金の振込を行う場合であっても、本人確認書類の提示が不要となりました。
- ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人（学生本人）に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的（授業料などであること）をお尋ねすることがあります。

公立大学法人青森県立保健大学